

ファイル伝送サービス（AnserDATAPORT）利用規定

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
3.（データの授受） 本サービスに関するデータの授受をデータ授受取扱者に委託することができます。この場合、別途、当行所定の届出手続きを行うものとしします。	3.（データの授受） 本サービスに関するデータの授受をデータ授受取扱者に委託することができます。この場合、別途、<u>「コンピュータ間接続にかかる届出書」を提出するものとしします。</u>
規定なし	<u>18.（規定の変更）</u> <u>民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、この規定の各条項その他の条件を変更できるものとしします。この場合、変更日以降は変更後の規定を適用するものとしします。</u>
18. 契約期間 （略） 19. 契約者情報の取り扱い （略）	<u>19. 契約期間</u> （略） <u>20. 契約者情報の取り扱い</u> （略）